

第5回 発達障害者施策検討会 議事次第

【日時】平成20年8月18日（月）14:00～16:00

【場所】中央合同庁舎第4号館共用108会議室（1F）

【議事】

- 検討会の趣旨説明・部長挨拶
- 発達障害者施策推進の今後の方向性について
- 意見交換
- その他（今後のスケジュール等）

【出席予定】

- 発達障害者施策検討会構成員及び参考人
- 厚生労働省及び関係省庁担当部局

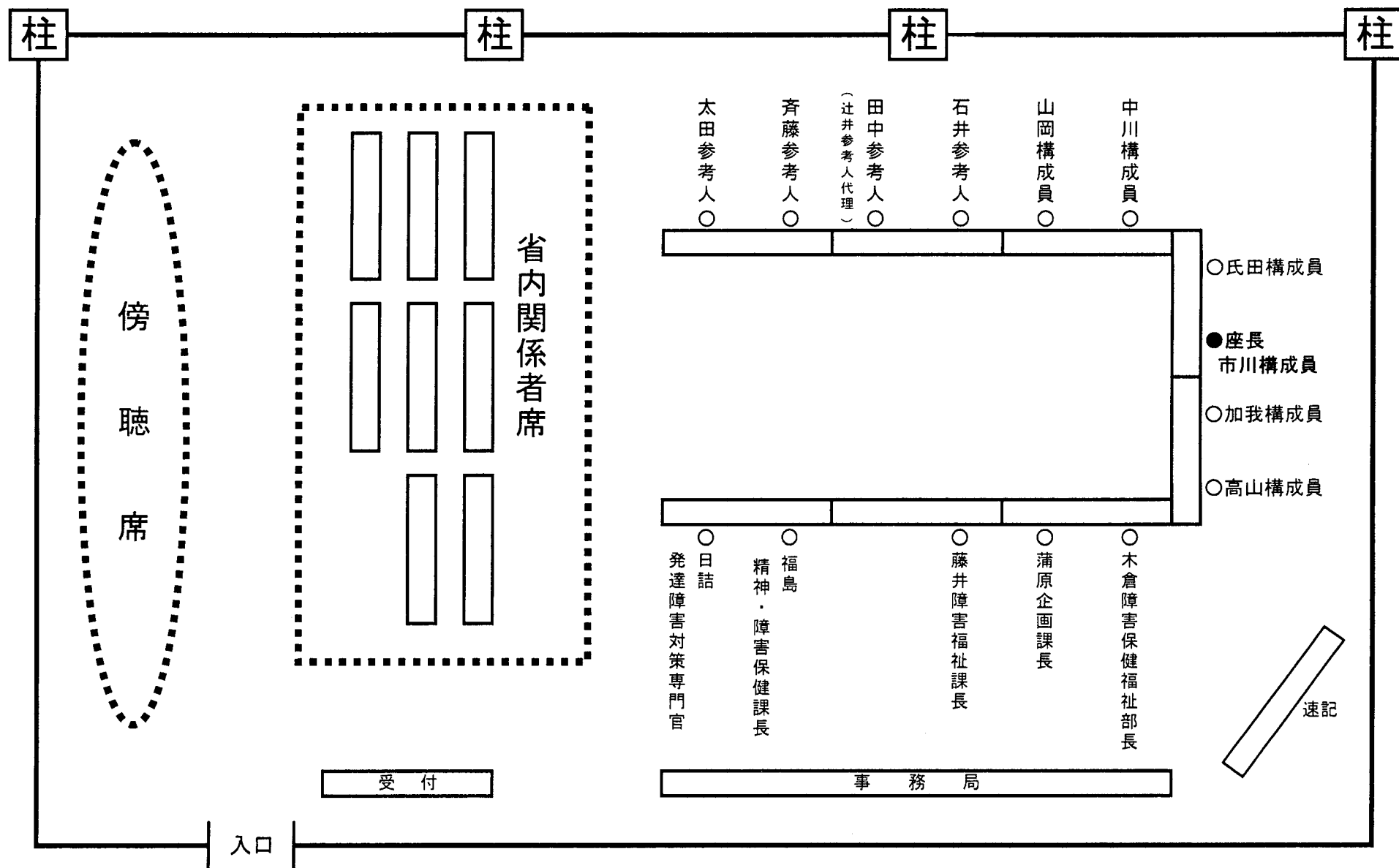
【配付資料】

- 資料1 座席表
- 資料2 発達障害者支援の推進に係る検討会報告書（案）（朱書訂正版）
- 資料3 発達障害者支援の推進に係る検討会報告書（案）（訂正反映版）
- 参考 発達障害者施策検討会開催要綱及び構成員等名簿

第5回 発達障害者施策検討会 座席表

第5回発達障害者施策検討会
平成20年8月18日(月) 資料1

日時:平成20年8月18日(月)14:00~
場所:中央合同庁舎第4号館共用108会議室(1F)



発達障害者支援の推進に係る検討会報告書(案)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46

- 1 はじめに
- 2 発達障害の範囲について
- 2 発達障害者支援の基本的な考え方と取組
- 3 発達障害者支援における課題として考えられる事項
 - (1) 当事者やとその家族に対する支援提供の流れに沿った課題
 - ア 基本的考え方
 - イ 個別の論点
 - 1.(ア) 気づきに関する課題
 - 2.(イ) 診断前支援に関する課題
 - 3.(ウ) 診断に関する課題
 - 4.(エ) アセスメントやモニタリングに関する課題
 - 5.(オ) 支援に関する課題
 - 6.(カ) 連携に関する課題
 - (2) 発達障害者支援に関わる者の役割と課題
 - ア 基本的考え方
 - イ 個別の論点
 - 1.(ア) 直接処遇職員の役割と課題
 - 2.(イ) 発達障害について専門的な支援を行う者の役割と課題
 - 3.(ウ) 発達障害者支援センターの役割と課題
 - 4.(エ) 市町村の役割と課題
 - 5.(オ) 都道府県等の役割と課題
 - 6.(カ) 国の役割と課題
 - 4 今後の対応の方向性について
 - (1) 地域支援体制の整備
 - (2) 支援手法の開発
 - (3) 調査・研究
 - (4) 人材の育成
 - (5) 情報提供・普及啓発
 - 5 おわりに

1 1. はじめに

2

3 ○ 発達障害については、平成17年から施行されている発達障害者支援法によって、発
4 達障害者の自立と社会参加を目的として、都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」と
5 いう。）への発達障害者支援センターの設置や発達障害情報センターの設置等様々な取組
6 が行われてきたところであるが、同法の附則において、施行後3年を目途として見直し
7 を行うことが求められている。

8

9 ○ また、本年7月には、発達障害者の支援と関係の深い障害児全般の支援について、障
10 害保健福祉部長の私的検討会である「障害児支援の見直しに関する検討会」において、
11 今後の障害児支援のあるべき姿と具体的な施策に対する検討報告書がまとめられたとこ
12 ろである。

13

14 ○ このような状況を踏まえ、本検討会では、発達障害者支援に係る発達障害者支援法施
15 行後の課題を整理した上で、「障害児支援の見直しに関する検討会」では議論されてい
16 ない発達障害者支援固有の課題について、今後の対応の方向性の検討を行い、ここにそ
17 の結果を報告書としてまとめるものである。

18

19 ○ なお、本検討会においては、発達障害者支援法の制定の趣旨を踏まえ、発達障害者支
20 援法における「発達障害」の定義の範囲の中で検討を行った

21

22

23 2. 発達障害者支援の基本的な考え方と取組み

24

25 ○ 発達障害者は、早期に気づき適切な対応を行うことで、一人一人の持っている能力が
26 発揮され、適切な人間関係を構築することによって二次的な障害の予防を行うことが可能
27 である。発達障害者支援法第1条においては、これを踏まえ「発達障害者の心理機能の適
28 正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に
29 発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支
30 援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育にお
31 ける発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等
32 について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわ
33 たる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする」としている。

34

35 ○ 平成17年4月に施行された発達障害者支援法においてこのことを踏まえて、国及び
36 地方自治体は、発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育、放課後児童健全育
37 成事業の利用、就労の支援、地域での生活支援や権利擁護、家族への支援等を行える体
38 制と人材を整備し、発達障害のある人に対してライフステージを通して一貫した支援を
39 提供することをその責務とすることとなった。されており、発達障害者支援法を踏まえ、
40 政府として以下のような観点から様々な領域において施策を行って実施してきたところ
41 である。

42

43 ア 地域支援体制の整備

44 また発達障害の場合は、に早期に気づいて支援をすること、発達障害に気づいてから診
45 断を受けるまでの期間が他の障害に比べて長く、この間の対応が特に重要であることや、
46 当事者や家族自身に対する支援が、どの年代でも共通の視点で提供される体制の整備も重
47 要である。長期にわたる場合であっても支援の提供ができる体制を整備すること、発達障

1 害者への支援が一貫性をもって提供されること。

3 イ 支援手法の開発

4 まずは、発達障害者への支援を行う上で、客観的に検証された支援手法をメニュー化し
5 普及して、全国のどこに住んでいても、発達障害者一人一人の能力のアンバランスさや、
6 環境による適応性の変化等の評価（アセスメント）と、能力・環境の変化に応じた再評価
7 の継続（モニタリング）に基づいた支援が、全国のどこに住んでいても受けられるように
8 することが重要である。そのために、客観的に検証された支援手法を収集し、その効果等
9 について客観的な検証を行った上で普及を行うこと

11 ウ 人材の育成

12 上記のような適切な支援を提供するためには、現場で直接発達障害者を担当する者から
13 専門的人材な支援を行う者まで、重層的に人材を育成することが必要であり、それぞれの
14 役割に応じた研修等の機会が十分されることが重要であるを提供すること。

16 エ 情報提供・普及啓発

17 さらに、発達障害の特性が周囲に理解されにくいものであることからされるように、
18 発達障害についての情報をわかりやすく周知することが重要である。

21 2 発達障害者の範囲について

22 本検討会による検討においては、発達障害者支援法の制定の趣旨を踏まえ、現行の「発
23 達障害」の範囲の中で検討を行うこととしてはどうか。

26 3. 発達障害者支援における課題として考えられる事項

27 発達障害者支援の基本的な考え方に基づいて、「当事者や家族に対する支援提供の
28 流れ」と「発達障害者支援に関わる者の役割」の二つの観点から、現在考えられる課
29 題を以下のとおり2つの観点から発達障害者支援に係る現在の課題を整理した

30 (○) 当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

31 一人一人の発達障害者とその家族に対して、発達障害に気づく段階から適切な
32 支援を受ける段階まで切れ目のない支援体制を整備することが大切であるとの
33 観点

34 (○) 発達障害者支援に関わる者の役割と課題

35 様々な立場から関わる者の役割を整理し、一人一人に必要な支援が生活全般に
36 わたる領域から受けられるようにすることが大切であるとの観点

39 (1) 当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

41 ア 基本的考え方

42 ライフステージにかかわらず全てのライフステージにおいて、切れ目なく必要な支
43 援が提供されるような体制の一層の整備が必要ではないかある。

45 イ 個別の論点

46 (ア) 気づきに関する課題

47 ○ 当事者やとその家族、保育士、幼稚園及び学校の教諭、ハローワーク相談担当

1 者等の直接処遇職員が発達障害の可能性に気づくためには、普段から発達障害の
2 特性に関する信頼のおける情報がわかりやすく様々な形で提供されていることが
3 必要ではないかある。【情報提供・普及啓発】
4

5 ○ 発達障害については、1歳6か月児健診や3歳児健診などを契機に分かる場合
6 があり、少なくない。健診時点では疑いにとどまる場合も含め、確実にフォロー
7 を行い、必要に応じて福祉医療・保健・福祉等の専門機関につないでいく体制を
8 地域で作ることが必要ではないかある。また、直接処遇職員が発達障害の可能性
9 に気づいた場合にも、当事者やとその家族に対して適切な情報提供が行えるよう、
10 専門的な人材によるバックアップ体制の充実が必要ではないかある。【地域支援
11 体制の整備】【人材の育成】【情報提供・普及啓発】
12

13 ○ 当事者（青年期・成人期の場合）やとその家族が、直接処遇職員よりも先に発
14 達障害の可能性に気づいて心配している時にも、確実にフォローを行い、必要に
15 応じて専門機関につなげる体制を作ることが必要ではないかある。【支援手法の
16 開発】【人材の育成】【情報提供・普及啓発】
17

18 (イ) 診断前支援に関する課題

19 ○ 家族が心配して発達障害の専門的な相談機関や診療機関に相談しようとして
20 も、当該機関の相談開始日まで、長期の待機期間を余儀なくされることがある。
21 発達障害の確定診断前から支援が受けられるようにすることや、例えば家族の心
22 が揺れているような段階に、支援を体験利用できるようにすることも必要ではな
23 いかある。【地域支援体制の整備】【支援手法の開発】【人材の育成】
24

25 ○ 当事者やとその家族が発達障害に気づき取り組む準備ができていない場合には、無
26 理に診断につなげようとするよりも、その時点でできる日常的・具体的な支援方法日
27 常生活の中で生じている問題の整理と現その時点で取り組むことができる具体的な対
28 処方法の提供提示が必要ではないかある。【支援手法の開発】【人材の育成】【情報
29 提供・普及啓発】
30

31 (ウ) 診断に関する課題

32 ○ 発達障害の的確な診断や診察に対するニーズが高いことを踏まえて、専門性を有す
33 る医師の確保を進めるための対策として、発達障害の診断や診療に係る人材養成の強化
34 が必要ではないかある。【調査・研究】【人材の育成】
35

36 ○ 診断後の家族に対する支援としては、まずは専門性を有する相談機関・支援機関
37 の専門性を向上させ、その家族が地域から社会的及び心理的に孤立しないよう、
38 様々な情報を提供し、地域とにおいて当事者及びその家族を連携させる支える仕
39 組みを構築することが必要である。また、既に発達障害児を育て様々な経験のある親
40 の話を聞いたり、現に発達障害児を育てている親同士で相談や情報交換を行ったりする
41 ピア・カウンセリングの機会を充実させていくことが必要ではないかやペアレントメ
42 ンターも孤立化を防ぐ選択肢の一つとして活用すべきである。【地域支援体制の整
43 備】【人材の育成】
44

45 (エ) アセスメントやモニタリングに関する課題

46 ○ これまでは一人一人のニーズに合わせた支援提供のために必要なアセスメントやモ
47 ニタリングが、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野において、個々様々に行わ
48 れていたがことから、今後は、支援を行う機関同士の十分に連携とし、継続的な支

1 援を提供することが重視される。そのために、基盤となる共通のアセスメントやモニ
2 タリング方法の開発の明確化が必要ではないかある。【地域支援体制の整備】【支援
3 手法の開発】【調査・研究】
4

- 5 ○ また、発達障害者に適したアセスメントやモニタリングを行う専門家の養成が必要
6 ではないかある。【人材の育成】
7

8 (オ) 支援に関する課題

- 9 ○ 発達障害者に提供されている様々な支援手法が、十分な検証を受けていない
10 現状があることから、及び検証された支援手法を適用する際は、発達障害者
11 に適したアセスメントを踏まえた上でなされることが必要であることから、国
12 として有効性や効果等が客観的に検証された支援手法のメニューを整備し、普
13 及することが必要ではないかある。【支援手法の開発】【情報提供・普及啓発】
14

- 15 ○ 検証された支援手法を適用する際は、発達障害者に適したアセスメントを踏
16 まえた上でなされることが必要でないか。【支援手法の開発】
17

- 18 ○ これまでは、直接処遇職員や専門的な支援を行う者がいかに支援を行うかと
19 いった視点によるからの支援手法の研究や普及啓発が主であったが、今後は、
20 いかに当事者やとその家族自身がその能力を高め問題を解決できるようにする
21 こと、問題の解決を図るための方法を身につけるかという視点によるための支
22 援、当事者自身の能力を高めるための働きかけやカウンセリングを含む支援、地域
23 と当事者及びその家族を連携させる支援ことなどの視点からの研究や普及啓発
24 も必要ではないかある。【支援手法の開発】【調査・研究】【人材の育成】【情
25 報提供・普及啓発】
26

- 27 ○ 発達障害の青年期・成人期についてにおける支援のうち、就労支援分野に関
28 しては支援モデルが開発されており、それらに関する支援手法の開発は進みつ
29 つあるが、その開発・活用については更に推進することが必要ではないかある。
30 一方、青年期・成人期の生活支援についてはまた、就労後、老年期までを視野に
31 入れた社会生活の支援については未だ支援モデルが十分に開発されていないた
32 め、重点的に開発することが必要ではないかある。【地域支援体制の整備】【支
33 援手法の開発】
34

35 (カ) 連携に関する課題

- 36 ○ 発達障害者支援を適切に行うためには、その時々に応じて、医療・保健・福祉・教
37 育・労働等様々な関係機関が内部及び相互の連携を図りつつ支援や研修を行うことが
38 必要であり、地域自立支援協議会の活用等により、関係機関や関係者の連携システム
39 を構築することが必要ではないかある。

40 また、個人情報取扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教
41 育のための協議会等と連携を図っていくことも必要ではないかある。【地域支援体制
42 の整備】
43

- 44 ○ 文部科学省と厚生労働省等関係府省が、発達障害の施策について話し合いを
45 行う機会は増えているが、具体的な事業や研究等について、更に共同で行う点
46 ことはないかについても検討が必要である。【地域支援体制の整備】【調査・
47 研究】
48

1 (2) 発達障害者支援に関わる者の役割と課題

2
3 ア 基本的考え方

4 発達障害者支援を推進する際に今後求められるは、支援に関わる者が求められる役割を
5 把握し、その支援を行うという意識を持つことが重要であるため、直接処遇職員、発達障
6 害についての専門的な支援を行う者、発達障害者支援センター、市町村、都道府県等、国
7 それぞれの基本的な役割を明確にすべきではないかある必要がある。

8
9 イ 個別の論点

10 (ア) 直接処遇職員の役割と課題

11 ○ 保育所・幼稚園、学校、福祉サービス事業所、ハローワーク、児童養護施設等の直
12 接処遇職員は、日常生活業務において、当事者とその家族に関わる機会が最も多いた
13 め、発達障害の特性や支援方法に関する理解を深め、当事者とその家族に対する基本
14 的な支援が行えること、専門的な支援を行う機関への相談や紹介ができることが重要
15 である。

16
17 ○ そのためには、適切な研修機会への参加を積極的な参加に行うとともに、日頃から
18 連携を図ることにより専門的な支援を行う機関との連携を図り、必要に応じて連絡の
19 取れる体制を確保することが必要ではないかある。

20
21 (イ) 発達障害について専門的な支援を行う者の役割と課題

22 ○ 医療機関、保健所・保健センター、精神保健福祉センター、教育センター、障害者
23 職業センター、障害児通園施設、児童デイサービス等の機関で専門的な支援を行う者
24 は、当事者やその家族からの相談や直接処遇職員からの相談に対し、発達障害につい
25 ての専門性知識に基づいてを有し、相談等への適切な対応が求められるため、発達障
26 害についての信頼のおける情報を常に把握し、直接処遇職員に相談を行った上で、的
27 確な助言をするようスーパーバイズを行えるよう努めることが重要である。

28
29 ○ そのためには、日頃から適切な情報の収集や研修への参加を積極的に行うとともに、
30 ケースカンファレンスの実施等により直接処遇職員への支援に相談を行った上での的
31 確な助言をするための技術を高めることが必要ではないかある。

32
33 (ウ) 発達障害者支援センターの役割と課題

34 ○ 発達障害に関する相談については、特定の障害や年代だけに偏らず、必要とする発
35 達障害と当事者とその家族、関係者に対して適切なアセスメントや相談等の対応が提
36 供できること、また、直接処遇職員や発達障害について専門的な支援を行う者では対
37 応が難しい場合には、より専門的な支援を行う立場から責任を持ってある対応をする
38 ができること、都道府県等の全体の状況を把握し、都道府県等行政（特別支援教育セ
39 ンター等）と協力しながら必要な整備を行う対応することが重要である。

40
41 ○ そのためには、日頃から都道府県等における発達障害者支援の中核機関であること
42 を十分に意識して業務を行い、効果的な支援体制が構築できるように積極的に関係機
43 関との連携を深めることが必要ではないかある。

44
45 ○ また、専門性の高い職員の育成とともに、ボランティアの育成は非常に重要な課題
46 であり、家族同士ので相談や情報交換を行うピア・カウンセリングを行うやペアレン
47 トメンターの養成をについても検討すべきではないかある。

- 1 (エ) 市町村の役割と課題
- 2 ○ 市町村は、国や都道府県の提供する発達障害者支援のモデルもを参考にしながら発
- 3 達障害者支援にかかわる関する事業の予算化や、事業のを実施を行うがいし、また、
- 4 個別の支援計画の提供や人材の育成、住民に対する普及啓発等を整備する行うことが
- 5 必要である。
- 6
- 7 ○ そのためには、地域自立支援協議会の活用（子ども部会の設置等）等により関係機
- 8 関や関係者の連携システムを構築していくことや、個人情報取り扱いに留意した上
- 9 で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていく
- 10 ことがも必要ではないかある
- 11
- 12 (オ) 都道府県等の役割と課題
- 13 ○ 都道府県等は、発達障害者支援センター等と協力して都道府県等内当該自治体の発
- 14 達障害者の置かれている状況を把握し、発達障害者支援にかかわる関する事業を実施
- 15 するとともに、の予算化や事業の実施を行うが、県立病院や精神保健福祉センター、
- 16 保健所、児童相談所や特別支援学校等における協力体制を構築する。を行い、また、
- 17 市町村では対応が難しい場合のバックアップ体制の確立や人材の育成、住民に対する
- 18 普及啓発等を整備する行うことが必要である。
- 19
- 20 ○ そのためにはまた、発達障害者支援センターを中心とした連携体制の構築を進める
- 21 とともに、都道府県として必要な整備を行うことも必要ではないか。都道府県立病院
- 22 専門医療機関や精神保健福祉センター、保健所、児童相談所や特別支援学校等との協
- 23 力体制を構築することが必要である。
- 24
- 25 (カ) 国の役割
- 26 ○発達障害者支援にとって必要となる支援手法等の開発や研究、専門的な人材の養成、
- 27 社会全体に対する発達障害の正しい理解の普及啓発を更に進めることが重要である
- 28
- 29 ○また、全国への情報発信の拠点となる発達障害情報センターや発達障害教育情報セン
- 30 ター等の基盤整備を行うことも必要である
- 31
- 32 ○更に、地方自治体の取り組む発達障害者施策について、基本的な方針を示すととも
- 33 に、効果的な取組を行っている自治体の事例の紹介を行う等の対応も必要である
- 34
- 35
- 36 4 今後の対応の方向性
- 37 「3 発達障害者支援における課題として考えられる事項」で整理した課題事項を踏ま
- 38 え、今後の発達障害者支援施策については、以下の方向性で取り組んでいくべきである
- 39 ことが考えられる。
- 40 (1) 地域支援体制の整備
- 41
- 42 ア 基本的考え方
- 43 ○ 発達障害者について、医療・保健・福祉・教育・労働など様々な関係者が支援を行
- 44 うことが必要であるが、切れ目なく当事者とその家族を支援していくためには、どの
- 45 ような役割分担の上でそれぞれが支援していくかを明らかにした「個別の支援計画」
- 46 つくりの作成・活用や、関係者による支援会議の開催が必要になっている。
- 47

1 ○ また、直接処遇職員に対して専門機関が行うバックアップ体制の整備、発達障害の
2 アセスメントを行う機能の強化が必要である。

3
4 ○ 更に、発達障害者への就労支援については、開発された支援モデルに基づくプログ
5 ラムの普及について、更なる強化が必要である。

6 7 イ 対応の方向性

8 ○ そのためには、都道府県は発達障害支援体制整備事業において取り組まれている市
9 町村等の個別の支援計画の作成状況を調査し、必要に応じて発達障害者支援センター
10 職員が市町村の担当部署に対して発達障害者の個別の支援計画作成と実施活用に対す
11 るサポート等を行うこと。また、国においては、「個別の支援計画」に基づく支援を
12 効果的に実践している地方自治体の事例集を作成すること。や、してはどうかする。

13
14 ○ また、発達障害者支援センターについては、各都道府県等の整備状況をふまえなが
15 ら専門的なアセスメントやモニタリングを行う機関としての位置付けを明確にすること。
16 機能強化を図ることとしてはどうかする。

17
18 ○ 更に、国の就労支援については、ハローワークの体制を強化させるとともに、障害
19 者職業総合センターで開発された技法により、地域障害者職業センターで試行実施さ
20 れている「発達障害者に対する専門的支援のカリキュラム」の全国実施に向けた障害
21 者職業カウンセラーの増配、さらなる技法の開発等の体制整備を行うこととしてほ
22 うかする。

23 24 25 (2) 支援手法の開発

26 27 ア 基本的考え方

28 ○ 発達障害者については、当事者とその家族の状況やニーズが個々様々であることか
29 ら、一般施策を含めて様々な種類の支援をきめ細かく提供できるように支援手法の充
30 実を図る必要がある。

31
32 ○ また、支援手法についてはの中でこれまで十分に検討されていない分野（発
33 達障害に適したアセスメントやモニタリング、当事者や家族自身が問題の解決
34 を図るための方法等）についても、随時開発を行う必要がある。

35 36 イ 対応の方向性

37 ○ そのためには、支援手法の開発の状況を踏まえ、支援手法を収集し、その有
38 効性や効果等についてが客観的に検証をおこなった上でされた発達障害者に
39 関する支援手法を整備し、で普及を図るすることとしてはどうかする。

40 ○ また、発達障害の青年期・成人期（就労後から老年期を含む）における社会
41 生活の支援（本人の能力を高めるための働きかけやカウンセリングを含む）につい
42 ては支援モデルが十分開発されていないため、支援モデルを重点的に開発することとし
43 てはどうか。発達障害に適したアセスメントやモニタリング、当事者や家族自身
44 が問題の解決を図るための方法の開発等についても検討を行うこととする。

1 (3) 調査・研究

2

3 ア 基本的考え方

4 ○ 発達障害者の実態把握や、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発
5 達障害支援の方法等に関する必要な調査・研究を行うことが必要である。

6

7 イ 対応の方向性

8 ○ そのためには、発達障害の調査研究についての検討を行う場を設けたうえで、発
9 達障害の調査・研究にとって重要な共通の評価尺度の開発、発達障害に関するデータ
10 ベースの構築等に取り組むとともに、研究に要する費用を確保しつつ、不足している
11 分野における調査・研究についても重点的に取り組むこととする

12

13

14 (4) 人材の育成

15

16 ア 基本的考え方

17 ○ 発達障害の支援に関する人材の養成・研修は各機関分野で取り組まれているが、そ
18 の内容の統一性、研修成果の活用はまだ十分ではないことから、各分野の取組状況を
19 ふまえつつ、全体としての構想を明確にした上で一貫した支援を提供するための標準
20 的なテキストやマニュアル作成、直接処遇職員の中に発達障害者に対する支援に詳し
21 い職員を養成していくするための研修、研修後の人材活用を推進する必要がある。

22

23 ○ また、発達障害に関する診断やアセスメント、モニタリングを行える人材を充実さ
24 せること、家族同士が問題の解決を図る相互に支援を行うことができるようにす
25 ることも必要である。

26

27 イ 対応の方向性

28 ○ そのためには、発達障害者支援のための各分野共通のテキストやマニュアル
29 を作成し、それぞれの分野が行う研修に利用することとしてはどうかする。

30

31 ○ 診断基準や支援手法の開発の状況を踏まえ、発達障害の診断や診療を行う医
32 師をはじめとして専門的な支援を行う人材を養成する観点から、実際に発達障
33 害の支援等に取り組んでいる施設等における実地研修の実地システムづくりに
34 取り組む。また、発達障害の診断を受けた者の家族同士という立場でピア・カ
35 ウンセリングを行い、当事者やとその家族による問題解決を支援する、いわゆ
36 るペアレントメンター（ボランティア）の養成を行うこととしてはどうかする

37

38

39 (5) 情報提供・普及啓発

40

41 ア 基本的考え方

42 ○ 発達障害についての誤解や偏見から支援に結びつかない場合があること、発達障害
43 の相談窓口の情報周知が不十分なため相談につながっていない場合があること、発達
44 障害についての信頼のおける支援手法の判断が専門家以外では難しいこと、発達障
45 害についての良いモデルを開発し実践しても情報が集約されていない等の課題があるこ
46 とから、受け手に合わせた様々な方法を用いた信用のおける信頼の置ける性の高い情
47 報の提供が必要である。

48

1 イ. 対応の方向性

2 ○ そのためには、国において受け手に合わせた様々な方法を用いて、信用のおける情
3 報提供体制を確立するために、現在の発達障害情報センターの機能を強化するととも
4 に、文部科学省の発達障害教育情報センターと緊密に連携を図りながら、必要な情報の
5 収集、分析、発信が適切に行えるような体制の強化を図ることとしてはどうか。

6
7 ○ 地方自治体においても、発達障害者支援センターと連携し、相談資源の情報等が提
8 供できるように整備すること。

9

10

11 5 まとめ

12 今回の報告書においては、発達障害は、適切な対応を行うことで状態像が改善し、一人
13 一人の持つ能力を十分に発揮することができるものであるという視点の下に、いつでもど
14 こでも発達障害者に適切な対応が提供できるような社会の実現に向けて、個別の支援計画
15 に基づく地域の支援体制の充実強化を図ること、そのために必要となる支援手法の開発や
16 調査、研究、人材育成を行うこと、加えて社会全体に対する普及啓発を行い正しい理解を
17 広げること等の施策を更に推進するための取組みの案を整理した。

18 厚生労働省において、この検討結果を踏まえ、関係部局及び関係府省等との連携をより
19 一層強化するとともに、引き続き発達障害のある当事者とその家族を支援していく具体的
20 な仕組みについて検討し、効果的な施策を実施していくことが不可欠である。

21 この報告書が、発達障害があっても誇りを持って生きられるような社会づくりに資する
22 契機となることを願うものである。

23

1	発達障害者支援の推進に係る検討会報告書(案)
2	
3	
4	1 はじめに
5	
6	2 発達障害者支援の基本的な考え方と取組
7	
8	3 発達障害者支援における課題
9	(1) 当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題
10	ア. 基本的考え方
11	イ. 個別の論点
12	(ア) 気づきに関する課題
13	(イ) 診断前支援に関する課題
14	(ウ) 診断に関する課題
15	(エ) アセスメントやモニタリングに関する課題
16	(オ) 支援に関する課題
17	(カ) 連携に関する課題
18	(2) 発達障害者支援に関わる者の役割と課題
19	ア. 基本的考え方
20	イ. 個別の論点
21	(ア) 直接処遇職員の役割と課題
22	(イ) 発達障害について専門的な支援を行う者の役割と課題
23	(ウ) 発達障害者支援センターの役割と課題
24	(エ) 市町村の役割と課題
25	(オ) 都道府県等の役割と課題
26	(カ) 国の役割と課題
27	
28	4 今後の対応の方向性について
29	(1) 地域支援体制の整備
30	(2) 支援手法の開発
31	(3) 調査・研究
32	(4) 人材の育成
33	(5) 情報提供・普及啓発
34	
35	5 おわりに
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	

1 1. はじめに

- 2
- 3 ○ 発達障害については、平成17年から施行されている発達障害者支援法によって、発
- 4 達障害者の自立と社会参加を目的として、都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」と
- 5 いう。）への発達障害者支援センターの設置や発達障害情報センターの設置等様々な取組
- 6 が行われてきたところであるが、同法の附則において、施行後3年を目途として見直し
- 7 を行うことが求められている。
- 8
- 9 ○ また、本年7月には、発達障害者の支援と関係の深い障害児全般の支援について、障
- 10 害保健福祉部長の私的検討会である「障害児支援の見直しに関する検討会」において、
- 11 今後の障害児支援のあるべき姿と具体的な施策に対する検討報告書がまとめられたとこ
- 12 ろである。
- 13
- 14 ○ このような状況を踏まえ、本検討会では、発達障害者支援に係る発達障害者支援法施
- 15 行後の課題を整理した上で、「障害児支援の見直しに関する検討会」では議論されてい
- 16 ない発達障害者支援固有の課題について、今後の対応の方向性の検討を行い、ここにそ
- 17 の結果を報告書としてまとめるものである。
- 18
- 19 ○ なお、本検討会においては、発達障害者支援法の制定の趣旨を踏まえ、発達障害者支
- 20 援法における「発達障害」の定義の範囲の中で検討を行った。
- 21
- 22

23 2. 発達障害者支援の基本的な考え方と取組み

- 24
- 25 ○ 発達障害者は、早期に気づき適切な対応を行うことで、一人一人の持っている能力が
- 26 発揮され、適切な人間関係を構築することによって二次的な障害の予防を行うことが可能
- 27 である。発達障害者支援法第1条においては、これを踏まえ「発達障害者の心理機能の適
- 28 正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に
- 29 発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支
- 30 援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育にお
- 31 ける発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等
- 32 について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわ
- 33 たる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする」としている。
- 34
- 35 ○ このことを踏まえて、国及び地方自治体は、発達障害の早期発見、早期の発達支援、
- 36 保育、教育、放課後児童健全育成事業の利用、就労の支援、地域での生活支援や権利擁護、
- 37 家族への支援等を行える体制と人材を整備し、発達障害のある人に対してライフステージ
- 38 を通して一貫した支援を提供することをその責務とされており、政府として以下の領域に
- 39 において施策を実施してきたところである。
- 40

41 ア. 地域支援体制の整備

42 発達障害に早期に気づいて支援をすること。発達障害に気づいてから診断を受けるまで

43 の期間が長期にわたる場合であっても支援の提供ができる体制を整備すること。発達障害

44 者への支援が一貫性をもって提供されること。

45

46 イ. 支援手法の開発

47 一人一人の能力のアンバランスさや、環境による適応性の変化等の評価(アセスメント)

48 と、能力・環境の変化に応じた再評価の継続(モニタリング)に基づいた支援が、全国の

どこに住んでいても受けられるようにすること。そのために、支援手法を収集し、その効果等について客観的な検証を行った上で普及を図ること。

ウ. 人材の育成

適切な支援を提供するためには、現場で直接発達障害者を担当する者から専門的な支援を行う者まで、重層的に人材を育成することが必要であり、それぞれの役割に応じた研修等の機会を提供すること。

エ. 情報提供・普及啓発

発達障害の特性が周囲に理解されるように、発達障害についての情報をわかりやすく周知すること。

3. 発達障害者支援における課題

発達障害者支援の基本的な考え方に基づいて、以下の2つの観点から発達障害者支援に係る現在の課題を整理した。

○当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

一人一人の発達障害者とその家族に対して、発達障害に気づく段階から適切な支援を受ける段階まで切れ目のない支援体制を整備することが大切であるとの観点

○発達障害者支援に関わる者の役割と課題

様々な立場から関わる者の役割を整理し、一人一人に必要な支援が生活全般にわたる領域から受けられるようにすることが大切であるとの観点

(1) 当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

ア. 基本的考え方

全てのライフステージにおいて、切れ目なく必要な支援が提供されるような体制の一層の整備が必要である。

イ. 個別の論点

(ア) 気づきに関する課題

○ 当事者とその家族、保育士、幼稚園及び学校の教諭、ハローワーク相談担当者等の直接処遇職員が発達障害の可能性に気づくためには、普段から発達障害の特性に関する信頼のおける情報がわかりやすく様々な形で提供されていることが必要である。【情報提供・普及啓発】

○ 発達障害については、1歳6か月児健診や3歳児健診などを契機に分かる場合が少なくない。健診時点では疑いにとどまる場合も含め、確実にフォローを行い、必要に応じて医療・保健・福祉等の専門機関につないでいく体制を地域で作ることが必要である。また、直接処遇職員が発達障害の可能性に気づいた場合にも、当事者とその家族に対して適切な情報提供が行えるよう、専門的な人材によるバックアップ体制の充実が必要である。【地域支援体制の整備】【人材の育成】【情報提供・普及啓発】

○ 当事者（青年期・成人期の場合）とその家族が、直接処遇職員よりも先に発達

1 障害の可能性に気づいて心配している時にも、確実にフォローを行い、必要に応
2 じて専門機関につなげる体制を作ることが必要である。【支援手法の開発】【人
3 材の育成】【情報提供・普及啓発】

4
5 (イ) 診断前支援に関する課題

6 ○ 家族が心配して発達障害の専門的な相談機関や診療機関に相談しようとして
7 も、当該機関の相談開始日まで、長期の待機を余儀なくされることがある。発達
8 障害の確定診断前から支援が受けられるようにすることや、例えば家族の心が揺
9 れているような段階に、支援を体験利用できるようにすることも必要である。【地
10 域支援体制の整備】【支援手法の開発】【人材の育成】

11
12 ○ 当事者とその家族が発達障害に気づき取り組む準備ができていない場合には、無理
13 に診断につなげようとするよりも、日常生活の中で生じている問題の整理とその時点
14 で取り組むことができる具体的な対処方法の提示が必要である。【支援手法の開発】
15 【人材の育成】【情報提供・普及啓発】

16
17 (ウ) 診断に関する課題

18 ○ 発達障害の的確な診断や診察に対するニーズが高いことを踏まえて、専門性を有す
19 る医師の確保を進めるための対策として、発達障害の診断や診療に係る人材養成の強化
20 が必要である。【調査・研究】【人材の育成】

21
22 ○ 診断後の家族に対する支援としては、まずは専門性を有する相談機関・支援機関
23 の専門性を向上させ、その家族が地域から社会的及び心理的に孤立しないよう、
24 様々な情報を提供し、地域において当事者及びその家族を支える仕組みを構築す
25 る必要がある。また、既に発達障害児を育て様々な経験のある親の話の聞いたり、
26 現に発達障害児を育てている親同士で相談や情報交換を行ったりするピア・カウ
27 セリングやペアレントメンターも孤立化を防ぐ選択肢の一つとして活用すべきで
28 ある。【地域支援体制の整備】【人材の育成】

29
30 (エ) アセスメントやモニタリングに関する課題

31 ○ これまでは一人一人のニーズに合わせた支援提供のために必要なアセスメントやモ
32 ニタリングが、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野において、個々様々に行わ
33 れていたことから、今後は、基盤となる共通のアセスメントやモニタリング方法の開
34 発が必要である。【地域支援体制の整備】【支援手法の開発】【調査・研究】

35
36 ○ また、発達障害者に適したアセスメントやモニタリングを行う専門家の養成が必要
37 である。【人材の育成】

38
39 (オ) 支援に関する課題

40 ○ 発達障害者に提供されている様々な支援手法が、十分な検証を受けていない
41 現状にあること、及び検証された支援手法を適用する際は、発達障害者に適し
42 たアセスメントを踏まえた上でなされることが必要であることから、国として
43 効果等が客観的に検証された支援手法のメニューを整備し、普及することが必
44 要である。【支援手法の開発】【情報提供・普及啓発】

45
46 ○ これまでは、直接処遇職員や専門的な支援を行う者がいかに支援を行うかと
47 いった視点からの支援手法の研究や普及啓発が主であったが、今後は、当事者
48 とその家族自身がその能力を高め問題を解決できるようにすること、地域と当

1 事者及びその家族を連携させることなどの視点からの研究や普及啓発も必要で
2 ある。【支援手法の開発】【調査・研究】【人材の育成】【情報提供・普及啓
3 発】

- 4
- 5 ○ 発達障害の青年期・成人期における支援のうち、就労支援分野に関する支援
6 手法の開発は進みつつあるが、その開発・活用については更に推進することが
7 必要である。また、就労後、老年期までを視野に入れた社会生活の支援については
8 未だ支援モデルが十分に開発されていないため、重点的に開発することが必要
9 である。【地域支援体制の整備】【支援手法の開発】

10

11 (カ) 連携に関する課題

- 12 ○ 発達障害者支援を適切に行うためには、その時々に応じて、医療・保健・福祉・教
13 育・労働等様々な関係機関が内部及び相互の連携を図りつつ支援や研修を行うことが
14 必要であり、地域自立支援協議会の活用等により、関係機関や関係者の連携システム
15 を構築することが必要である。

16 また、個人情報の取扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育
17 のための協議会等と連携を図っていくことも必要である。【地域支援体制の整備】

- 18
- 19 ○ 文部科学省と厚生労働省等関係府省が、発達障害の施策について話し合いを
20 行う機会は増えているが、具体的な事業や研究等について、更に共同で行うこ
21 とについても検討が必要である。【地域支援体制の整備】【調査・研究】

22

23

24 (2) 発達障害者支援に関わる者の役割と課題

25

26 ア. 基本的考え方

27 発達障害者支援を推進する際には、支援に関わる者が求められる役割を把握し、その支
28 援を行うという意識を持つことが重要であるため、直接処遇職員、発達障害についての専
29 門的な支援を行う者、発達障害者支援センター、市町村、都道府県等、国それぞれの基本
30 的な役割を明確にする必要がある。

31

32 イ. 個別の論点

33 (ア) 直接処遇職員の役割と課題

- 34 ○ 保育所・幼稚園、学校、福祉サービス事業所、ハローワーク、児童養護施設等の直
35 接処遇職員は、日常業務において、当事者とその家族に関わる機会が最も多いため、
36 発達障害の特性や支援方法に関する理解を深め、当事者とその家族に対する基本的な
37 支援が行えること、専門的な支援を行う機関への相談や紹介ができることが重要であ
38 る。

- 39
- 40 ○ そのためには、適切な研修への参加を積極的に行うとともに、日頃から専門的な支
41 援を行う機関との連携を図り、必要に応じて連絡の取れる体制を確保することが必要
42 である。

43

44 (イ) 発達障害について専門的な支援を行う者の役割と課題

- 45 ○ 医療機関、保健所・保健センター、精神保健福祉センター、教育センター、障害者
46 職業センター、障害児通園施設、児童デイサービス等の機関で専門的な支援を行う者
47 は、当事者やその家族からの相談や直接処遇職員からの相談に対し、発達障害につい
48 ての専門知識に基づいて相談等への適切な対応が求められるため、発達障害について

1 信頼のおける情報を常に把握し、的確な助言をするよう努めることが重要である。

- 2
3 ○ そのためには、日頃から適切な情報の収集や研修への参加を積極的に行うとともに、
4 ケースカンファレンスの実施等によりの確な助言をするための技術を高めることが
5 必要である。

6
7 (ウ) 発達障害者支援センターの役割と課題

- 8 ○ 発達障害に関する相談については、特定の障害や年代だけに偏らず、必要とする当
9 事者とその家族、関係者に対して適切なアセスメントや相談等の対応が提供できるこ
10 と、また、直接処遇職員や発達障害について専門的な支援を行う者では対応が難しい
11 場合には、より専門的な支援を行う立場から責任ある対応ができること、都道府県等
12 の全体の状況を把握し、対応することが重要である。

- 13
14 ○ そのためには、日頃から都道府県等における発達障害者支援の中核機関であること
15 を十分に意識して業務を行い、効果的な支援体制が構築できるように積極的に関係機
16 関との連携を深めることが必要である。

- 17
18 ○ 専門性の高い職員の育成とともに、ボランティアの育成は非常に重要な課題であり、
19 家族同士で相談や情報交換を行うピア・カウンセリングやペアレントメンターの養成
20 についても検討すべきである。

21
22 (エ) 市町村の役割と課題

- 23 ○ 市町村は、国や都道府県の提供する発達障害者支援のモデルを参考にしながら発達
24 障害者支援に関する事業を実施し、また、個別の支援計画の提供や人材の育成、住民
25 に対する普及啓発等を行うことが必要である。

- 26
27 ○ そのためには、地域自立支援協議会の活用（子ども部会の設置等）等により関係機
28 関や関係者の連携システムを構築していくことや、個人情報取り扱いに留意した上
29 で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていく
30 ことも必要である。

31
32 (オ) 都道府県等の役割と課題

- 33 ○ 都道府県等は、当該自治体の発達障害者の置かれている状況を把握し、発達障害者
34 支援に関する事業を実施するとともに、人材の育成、住民に対する普及啓発等を行う
35 ことが必要である。

- 36
37 ○ また、発達障害者支援センターを中心とした連携体制の構築を進めるとともに、専
38 門医療機関や精神保健福祉センター、保健所、児童相談所や特別支援学校等との協力
39 体制を構築することが必要である。

40
41 (カ) 国の役割

- 42 ○ 発達障害者支援にとって必要となる支援手法等の開発や研究、専門的な人材の養成、
43 社会全体に対する発達障害の正しい理解の普及啓発を更に進めることが重要である。

- 44
45 ○ また、全国への情報発信の拠点となる発達障害情報センターや発達障害教育情報セ
46 ンター等の基盤整備を行うことも必要である。

- 47
48 ○ 更に、地方自治体の取り組む発達障害者施策について、基本的な方針を示すととも

1 に、効果的な取組を行っている自治体の事例の紹介を行う等の対応も必要である。

2

3

4 4 今後の対応の方向性

5 「3 発達障害者支援における課題」で整理した事項を踏まえ、今後の発達障害者支援
6 施策については、以下の方向性で取り組んでいくべきである。

7

8

9 (1) 地域支援体制の整備

10

11 ア. 基本的考え方

12 ○ 発達障害者について、医療・保健・福祉・教育・労働など様々な関係者が支援を行
13 うことが必要であるが、切れ目なく当事者とその家族を支援していくためには、どの
14 ような役割分担の上でそれぞれが支援していくかを明らかにした「個別の支援計画」
15 の作成・活用や、関係者による支援会議の開催が必要になっている。

16

17 ○ 直接処遇職員に対して専門機関が行うバックアップ体制の整備、発達障害のアセス
18 メントを行う機能の強化が必要である。

19

20 ○ 更に、発達障害者への就労支援については、開発された支援モデルに基づくプログ
21 ラムの普及について、更なる強化が必要である。

22

23 イ. 対応の方向性

24 ○ 都道府県は、発達障害支援体制整備事業において取り組まれている市町村等の個別
25 の支援計画の作成状況を調査し、必要に応じて発達障害者支援センター職員が市町村
26 の担当部署に対して発達障害者の個別の支援計画作成と活用に対するサポート等を行
27 うこと。また、国においては、「個別の支援計画」に基づく支援を効果的に実践して
28 いる地方自治体の事例集を作成すること。

29

30 ○ また、発達障害者支援センターについては、各都道府県等の整備状況をふまえなが
31 ら専門的なアセスメントやモニタリングを行う機関としての位置付けを明確にす
32 こと。

33

34 ○ さらに、国の就労支援については、ハローワークの体制を強化させるとともに、障
35 害者職業総合センターで開発された技法により、地域障害者職業センターで試行実施
36 されている「発達障害者に対する専門的支援のカリキュラム」の全国実施に向けた障
37 害者職業カウンセラーの増配、さらなる技法の開発等の体制整備を行うこと。

38

39

40 (2) 支援手法の開発

41

42 ア. 基本的考え方

43 ○ 発達障害者については、当事者とその家族の状況やニーズが個々様々であることか
44 ら、一般施策を含めて様々な種類の支援をきめ細かく提供できるように支援手法の充
45 実を図る必要がある。

46

47 ○ また、支援手法の中で十分に検討されていない分野についても、随時開発を
行う必要がある。

- 1 イ. 対応の方向性
2 ○ 支援手法の開発の状況を踏まえ、支援手法を収集し、その効果等について客
3 観的な検証を行ったうえで普及を図ること。
4
5 ○ また、発達障害の青年期・成人期（就労後から老年期を含む）における社会
6 生活の支援（本人の能力を高めるための働きかけやカウンセリングを含む）発達障
7 害に適したアセスメントやモニタリング、当事者や家族自身が問題の解決を図
8 るための方法の開発を行うこと。
9
10
11 (3) 調査・研究
12 ア. 基本的考え方
13 ○ 発達障害者の実態把握や、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発
14 達障害支援の方法等に関する必要な調査・研究を行うことが必要である。
15
16 イ. 対応の方向性
17 ○ 発達障害の調査研究についての検討を行う場を設けたうえで、発達障害の調査・
18 研究にとって重要な共通の評価尺度の開発、発達障害に関するデータベースの構築等
19 に取り組むとともに、不足している分野における調査・研究についても重点的に取り
20 組むこと。
21
22
23 (4) 人材の育成
24
25 ア. 基本的考え方
26 ○ 発達障害の支援に関する人材の養成・研修は各分野で取り組まれているが、その内
27 容の統一性、研修成果の活用はまだ十分ではないことから、各分野の取組状況をふま
28 えつつ、一貫した支援を提供するための標準的なテキストやマニュアル作成、直接処
29 遇職員の中に発達障害者に対する支援に詳しい職員を養成するための研修、研修後の
30 人材活用を推進する必要がある。
31
32 ○ また、発達障害に関する診断やアセスメント、モニタリングを行える人材を充実さ
33 せること、家族同士が相互に支援を行うことができるようにすることも必要であ
34 る。
35
36 イ. 対応の方向性
37 ○ 発達障害者支援のための各分野共通のテキストやマニュアルを作成し、それ
38 ぞれの分野が行う研修に利用すること。
39
40 ○ 支援手法の開発の状況を踏まえ、発達障害の診断や診療を行う医師をはじめ
41 として専門的な支援を行う人材を養成する観点から、実際に発達障害の支援等
42 に取り組んでいる施設等における実地研修のシステムづくりに取り組む。また、
43 発達障害の診断を受けた者の家族同士という立場でピア・カウンセリングを行
44 い、当事者とその家族による問題解決を支援する、いわゆるペアレントメンタ
45 ー（ボランティア）の養成を行うこと。
46
47
48

1 (5) 情報提供・普及啓発

2

3 ア. 基本的考え方

4 ○ 発達障害についての誤解や偏見から支援に結びつかない場合があること、発達障害
5 の相談窓口の情報周知が不十分なため相談につながっていない場合があること、発達
6 障害についての信頼のおける支援手法の判断が専門家以外では難しいこと、発達障害
7 についての良いモデルを開発し実践しても情報が集約されていないために、それらが
8 広がっていない等の課題があることから、適切な情報の収集・分析を行った上で受け
9 手に合わせた様々な方法を用いた信頼のおける情報の提供が必要である。

10

11 イ. 対応の方向性

12

13 ○ 国において、現在の発達障害情報センターの機能を強化するとともに、文部科学省
14 の発達障害教育情報センターと緊密に連携を図りながら、必要な情報の収集、分析、発
15 信が適切に行えるような体制の強化を図ること。

16

17 ○ 地方自治体においても、発達障害者支援センターと連携し、相談資源の情報等が提
18 供できるように整備すること。

19

20

21 5 おわりに

22

23 今回の報告書においては、発達障害は、適切な対応を行うことで状態像が改善し、一人
24 一人の持つ能力を十分に発揮することができるものであるという視点の下に、いつでもど
25 こでも発達障害者に適切な対応が提供できるような社会の実現に向けて、個別の支援計画
26 に基づく地域の支援体制の強化を図ること、そのために必要となる支援手法の開発や調
27 査・研究、人材育成を行うこと、加えて社会全体に対する普及啓発を行い正しい理解を
28 広げること等の施策を更に推進するための取組み案を整理した。

29

30 厚生労働省において、この検討結果を踏まえ、関係部局及び関係府省等との連携をより
31 一層強化するとともに、引き続き発達障害のある当事者とその家族を支援していく具体的
32 な仕組みについて検討し、効果的な施策を実施していくことが不可欠である。

33

34 この報告書が、発達障害があっても誇りを持って生きられるような社会づくりに資する
35 契機となることを願うものである。

36

第5回発達障害者施策検討会	
平成20年8月18日(月)	参考

発達障害者施策検討会開催要綱

1. 趣旨

発達障害に関する知見を集積し、発達障害に関する情報の幅広い提供を行う発達障害情報センターの情報内容の検討や乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した発達障害者支援開発事業の方針・評価等に関して必要な事項等を検討することを目的に検討会を開催する。

2. 検討課題

- (1) 発達障害情報センターの情報内容の選定・評価に関すること。
- (2) 発達障害者支援開発事業のモデル事業の方針、評価に関すること。
- (3) その他、発達障害者施策に関すること。

3. 構成等

- (1) 検討会は発達障害児(者)に関する学識経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長が選任する者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長をおき、検討メンバーの互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 検討会の下部に、発達障害情報センターの情報の企画及び発達障害者支援開発事業のモデル事業の企画を推進するための、企画・編集連絡会を開催できることとする。
- (4) 連絡会のメンバーは、社会・援護局障害保健福祉部長が指名する。

4. 検討会

- (1) 検討会は座長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

5. その他

検討会及び連絡会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課において行う。